

## 議案第12号

# 平成25年度事業計画

～地域司法ネットワーク推進～

## 第一 司法書士制度のさらなる推進

昨年、政府は「法曹養成制度検討会議」を設置し、同会議では法曹人口やその養成について検討が行われ、本年3月に公表された中間的取りまとめでは、法曹人口の在り方について法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度等を勘案しその都度検討を加えていくとの意見が述べられている。

同会議では、本年8月頃までに一定の結論を出す予定とのことであるが、この検討の中で注視すべきは、司法書士等の隣接専門職との関係が検討論点の対象となっている点である。

平成13年当時の司法制度改革審議会（以下「審議会」）では、司法書士はそれまで市民に身近な法律家として、きめ細かな法的支援を行ってきたことや、地域的偏在が少なく日本各地あまねく存在する法律専門職として評価され、「国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置」として、認定司法書士制度により簡裁代理権が付与された。

しかし、これについては、同時に「弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある」との意見も付され、この度の法曹養成に関する検討会議や今後の議論の中で、これら課題が本格的に検討されることを想定し、司法書士の将来を見据えた検討をしていかなければならない。

折しも、本年は、司法書士に簡裁代理権が与えられて10年の節目である。

その間、簡易裁判所における新受事件数は飛躍的に増加し、司法書士は全国の簡易裁判所管轄区域に根ざして、市民の身近な法的アクセスの対象として着実に実績を伸ばしてきた。

また、成年後見制度では、司法書士は最も多く選任されている専門職後見人として制度を担う活動を行い、近年では貧困問題、自死問題、法教育、ADR等、法律職としての公共的な役割を意識した活動も盛んに行っている。

他方で、不動産登記の分野においてはその歴史に裏打ちされた専門的知識・ノウハウを基に、市民の財産権の保障と経済的取引の安定を担保する機能を担っており、商業登記においても会社法及び商業登記等に精通した専門職として、法的支援も含めて中小企業等への支援を行ってきた。

以上の通り、司法書士は今後も時代の真のニーズを受け止め、暮らしのなかで表出する法的課題に対し、社会の先端で活躍し続ける法的援助職として高度な専門能力を保持し続けることが肝要であり、当会は社会全体の支え手つまり地域のインフラとして、社会に不可欠である司法書士を後押しし、その地位の確立を実現していきたい。

## 第二 具体的なテーマ

### 1. 真の法的アクセスの推進と組織力の強化

当会では、これまで時代の要請に応えるため多くの事業を推進し実績を積み重ねてきたが、本年度はここ数年相談件数が増化傾向にある「遺言・相続」分野を重点事業と位置づけ、さらに事業を推進する。

県・支部を含む会全体を挙げて横断的な取り組みを強化し、実務的な研修の実施と、多くの会員に相談事業等への参加を働き掛け、相談者が適時に窓口にたどり着くための効率的な法的アクセスの推進、さらに外部への情報発進力を強化し、「遺言・相続と言えば司法書士」との固定化を図る。

その他、組織力という意味において、会員が会務や総会等に参加しやすい工夫を図ると共に、苦情及び綱紀等のリスク防止についても取り組みを強化したい。

### 2. 情報発信力の強化

これまで司法書士は、フットワークが軽く、敷居が低く、身近で頼りになる存在等として、「街の法律家」などと呼ばれてきた。しかし、その取り組みについての情報発信力はまだまだ弱いため、これらイメージを丁寧に情報発信することに加え、当会で実施している様々なプロボノ活動を可能な限り詳細に発信し、市民がよりアクセスしやすい存在に変容していきたい。

そして、そのためには、会員の皆様一人一人が広告塔として地道な活動を担って頂くことが重要であり、当会でもマスコミ等への働きかけを常に心がけ、当会の顔でもある対外用ホームページを情報発信基地として充実させていきたい。

## 総務部

1. 今年度も、やはり苦情・綱紀案件の撲滅が最重要課題である。事業報告にあるとおり、昨年度かなりこれらの減少を図ることができたと思うが、あくまでも目標は0件に近づけることである。  
そのためにも、引き続き下記のとおりの方策を講じていきたい。
  - ・会員用ホームページでの毎月の苦情事例の情報提供
  - ・広告等調査委員会における常時の緻密な広告チェック
  - ・倫理研修会への協力
  - ・研修単位未達会員への指導～支部総務部との連携も図る
  - ・新入会員研修会での倫理面の研修の実施
  - ・戸籍・住民票等職務上請求書の利用方法の周知徹底
  - ・司法書士を狙った整理屋・提携屋等の危険情報の早期提供
  - ・会則102条に基づく「会員に対する指導及び調査」
2. 司法書士法施行規則41条の2に基づく非司法書士による登記申請の調査を今年度も行なう。これまでの経験を踏まえた改善を加えてより実効性を向上させる。
3. 司法書士業務賠償責任保険の保険金支出の増加による保険料の値上がりを受け、事故処理委員会及び会長・総務担当副会長・総務部長・事務局長において、より一層の内容把握に努め、これ以上の値上がりの防止に努める。
4. 総務部所管事業（10を超える委員会を含めて）を総務部担当副会長・事務局長・総務部担当理事（総務部次長）に適切に振り分け、総務部の迅速な事業執行を図る。  
これによって、これまでにない充実した総務部の業務執行がなされるものと確信している。
5. 昨年度、会館建設小部会から会長への会館建設要綱案を受け、建設資金確保のための積立金を年間3,000万円とする予算案を総会に提案することの理事会承認を得た。  
総会承認を受けて、会館建設委員会を設置し、会館建設の具体的な検討を進める。

### 【非司法書士対策委員会】

司法書士法違反行為は放置すれば既成事実として業務範囲を浸食されることを意味する。そのため、今後も司法書士法違反行為は注視していく必要がある。また、これまでの活動を通じて他士業の動向も情報として入ってきた。そこで分かったことは、各士業自らの業務範囲を守ること、業務範囲を拡大することにかなりのエネルギーを割いていることである。今後は業界問題についての研究についても必要と思われる。

このことも踏まえ、今年度は次のような方針で活動を行う。

## 1. 法務局での非司調査、委員会独自の調査、会員からの情報提供案件の調査

法務局での非司調査は、現時点では最高レベルの非司の実態を知る機会と思われる。調査依頼があれば当委員会の委員が調査員として参加し、適切な調査と委員以外の調査者への指導を行いたい。調査結果は委員会で検討し、今後の対応策にも反映していきたい。

委員会独自の調査では、インターネットのホームページ、広告等から非司行為を調査し、警告等の対応をしていく。

会員からの情報提供案件の調査も同様に、委員会で検討し、警告等の対応をしていく。

## 2. 知識の向上

これまで会議を通じて、知識を共有した上で、非司行為を調査し対応策を検討してきた。今後も最新の情報を入手し、知識の更新をしていきたい。

### 【裁判所連絡委員会】

#### 1. 今年度も引き続き、10月頃を目途に福岡簡易裁判所との意見交換会を行う。

また、裁判官・書記官による研修会を企画する。

#### 2. 家庭裁判所とも研修会開催等の意見交換をする。

また、不在者財産管理人・相続財産管理人等に関する事例検討会を開催する。

#### 3. 会員から裁判所に対する質問・要望を隨時募集する。

#### 4. 裁判業務関連の他の2委員会（消費者問題対策委員会・簡裁代理推進委員会）及び研修部との交流・協力を図る。

### 【広告等調査委員会】

昨年度は、会員の協力を得て会員の紙媒体による業務広告について調査を行った。

今年度も会員の協力を得ながら、紙媒体のみならず、HP等インターネット関連の業務広告を含めた会員の業務広告に関する調査を継続し、「福岡県司法書士会会員の業務広告に関する規則」に違反する広告を発見した場合は速やかに是正を求め、これに応じない場合は会長指導などを含めた対応を執行部に要請していく。

また、インターネットの普及により近年の時代の流れが急速に変化しているため、それに見合った「福岡県司法書士会会員の業務広告に関する規則」の改正を検討する。

### 事業計画

#### 1. 会員の業務広告の適正化のための調査・検討

#### 2. 紙媒体及びインターネット等多様化する業務広告に関する調査・検討

### 3. 「福岡県司法書士会会員の業務広告に関する規則」及び「福岡県司法書士会司法書士の業務広告に関する運用指針」に関する現状把握並びに改正に向けた検討

#### 今後の課題

昨年度は新聞、折り込みなどの紙媒体による広告を中心に調査を行ったが、今後は紙媒体のみに留まらず、テレビやラジオ、ＨＰ等インターネット関連の業務広告についても定期的に調査すべきだと考える。

しかしながら、現在までインターネットの広告について規則の整備が間に合っていないことから、インターネット広告の調査と共にそれに見合った規則の改正も必要不可欠である。

そのため、今年度は、紙媒体やインターネットによる広告の調査・検討を定期的に行うと共に、時代の流れに則した業務広告の適正化を図るため、規則等の改正の検討をし会員への周知徹底を行っていく必要がある。

会員の業務広告調査は、当委員会の委員のみでは時間的、人的限界があるため、会員の皆様の協力が不可欠であると思われる。

当委員会としては、今後も広告調査を継続していく予定であるため、会員の皆様のご協力をお願いすると共に、本会会員の業務広告に関心を持っていただき、広告に疑義があつた場合は当委員会までご連絡いただきたい。

## 経理部

1. 県会予算と支部予算の均衡に関する検討及び支部交付金の適正規模に関する検討を行い、各支部予算折衝会議を実施する。
2. 前年度に引き続き旅費規程の検討を行う。
3. 現在、現金で支払いを行っている他団体、他組織への支払、各会員への各種日当・手当等を振り込みによる支払に変更していくことの検討を行う。
4. 前年度、特別会計の整理を行ったので、当会が保有する預貯金について、ペイオフ対策を踏まえた銀行預け先の分散に関する作業を行う。
5. 一般会計及び特別会計の円滑な運営に努める。

所管委員会

【会費減免等審査委員会】

## 企画部

本年度の当会の重要なテーマとして、司法書士制度の推進を旗印に、①真の法的アクセスの推進と組織力の強化、②情報発進力の強化が設定された。また、①のテーマの具体的事業として遺言・相続業務推進を重点的に実施することが謳われた。これらを踏まえて、企画部としては以下のテーマで企画立案、事業化する。

### 企画部のテーマ

1. 法律相談時のコミュニケーション能力の向上
2. 県・支部の執行体制の改善
3. 会員の会務への参加強化
4. 司法過疎対策
5. 遺言・相続業務推進に関する企画・立案
6. 上記以外の本年度実施予定の企画

### 具体的内容

1. 遺言・相続業務に関して推進すべき企画を検討し実施する。
2. 簡裁代理取得10周年を記念してイベントを開催する。
3. 法律相談時のコミュニケーション能力の向上のため、リーガルカウンセリング研修等の企画を行う。
4. 前年度から引き続き、執行体制に関するアンケート・ヒアリングの分析結果を踏まえ、県と支部の事業・運営の執行全体について改善をはかるための検討を行う。また、中長期のテーマとして6支部体制の再検討等にも着手する。県会事業の発展・効率化のため事業仕分けも引き続き行う。
5. 会員が会務へ主体的積極的に参加できるよう引き続き企画・立案を行う。
6. 会員の福利厚生等のため、協同組合（法人）設立に向けて検討委員会を設置する。
7. 司法過疎対策事業については、引き続き司法アクセス充実・拡大の一制度として位置づけ、支援の継続と事業展開のあり方を検討する。
8. 中小企業支援対策のため中小企業支援委員会を設置する。
9. 不動産取引に関して関連団体とネットワークを構築する。

### 【法教育推進委員会】

1. 各支部における法教育授業のサポート及び検証  
昨年度に引き続き、各支部で実践される法教育授業をサポートしつつ、支部担当者の意見を伺い、授業内容の検証を行う。
2. 法教育教材の販売及び普及活動  
他団体主催の法教育シンポジウムや司法書士法教育ネットワーク等の行事へ参加し、法教育教材の販売及び普及活動を行う。

### 3. 法教育教材改訂の検討

これまで行ってきた法教育授業に対するアンケート内容、担当講師の意見、教育現場からの感想等を踏まえ、今後の講義方法、進め方のポイントなどを検討する。

「解釈のちから」で伝えたいこと、最後の「価値付け」の部分を、教育関係者と協議しながら、授業の対象年齢（小学生・中学生・高校生）ごとに教材の改訂を検討する。

### 【簡裁代理推進委員会】

#### 1. 活動目的

継続して活動目的として掲げている「一人でも多くの会員に簡裁代理権を積極的に活用して頂くこと」は、やはり市民目線で考えた場合、未だ達成されたとは言い難い。特に簡裁代理権取得後10周年となる今年度、この10年間を振り返り、現状を的確に把握し、今後の展望を見据えて対外的な情報発信も行いたい。

#### 2. 具体的な活動内容

##### (1) 対外セミナーの企画

新規事業として、中小事業者向けセミナー等を企画し、事業者組合等に対して広報を行うために必要な準備を行う。

##### (2) 少額事件報酬補助制度の実施及び更なる利用促進

平成23年度より実施を開始した本制度も、3年目を迎える。本制度の利用促進を図ることにより、法的支援の必要な市民の救済に繋げたい。

##### (3) 事例検討会の継続

新たに簡裁代理権を取得する新人会員向けに事例検討会を行う。

### 【協同組合設立検討委員会】（新設）

#### 1. 活動目的

会員の福利厚生（懇親事業等）等のため協同組合（法人）の設立に向けて必要な事項を検討し実施する。

#### 2. 具体的な活動内容

法人の主体・事業内容・収益の目論見等を検討するとともに、会員に対し法人の設立により享受できるメリットを説明し、法人の設立に向けた理解と協力を求める活動を行う。

具体的には、①会員への告知、②法人の主体の決定、③事業内容の検討、④収支の検討、⑤設立時役員の選定、⑥加盟店の募集、⑦出資の募集等を行う。

## 【中小企業支援委員会】（新設）

### 1. 活動目的

金融円滑化法の期限切れにより想定される中小企業の混乱を最小限に留め、企業体の安定を確保するため、登記を中心とした法的支援及び相談受け等を行う。

### 2. 具体的な活動内容

- ①中小企業向けの無料相談ホットライン（電話）を開設する。
- ②福岡県中小企業経営強化支援協議会への参画、その他商工会議所・商工会等とのネットワーク構築を推進する。
- ③他士業等へ司法書士の活用を呼びかけ、連携を図る。
- ④中小企業リスクマネジメントセミナー等を実施する。
- ⑤必要に応じて本活動目的のための会員向け研修会を実施する。

## 広報部

今年度、広報部では司法書士業務の対外広報を重点目標として、以下の事業を行う。

### 一 業務広報

#### 1 相談会広報

今年度も、昨年度同様、社会事業部との協議により、単に相談者件数増加を目標とせず、相談者の周辺（成年後見であれば福祉関係施設、消費者問題であれば消費生活関連団体、労働問題であれば労働局関連団体）に向けての司法書士業務広報を目標として、原則有料広報は行わず、従来の市町村広報、記者リリースに加え、関係窓口へのポスター、ちらし配布という足を使った地道な広報活動を行う。

#### 2 県会事業広報

各部会にて企画中の事業に関する情報収集に努め、より効果的な広報手段を提案し、事業実施後は、対外用ホームページ、特にブログやフェイスブックを有効利用して、タイムリーに情報を発信していく。

### 二 広報イベント

#### 1 フォトコンテスト企画

対外用ホームページの背景デザインや会報表紙への利用目的のために、年2回のフォトコンテストを開催する。

当コンテストを継続し、応募作品をホームページや表紙に掲載することで、一般の方が司法書士業務に関心を持っていただくきっかけになると期待できると共にマスコミに関心を持っていただく可能性がある。

#### 2 一日司法書士

本イベントは20万円位の予算でマスコミ取材による広報効果とともに、高校生に司法書士業務を体験してもらうことで将来の司法書士育成という副次的効果が期待できる。昨年度は、福岡市内と久留米市内の2箇所同時開催だったが、今年度は支部事業として福岡市内においては、福岡東支部、福岡西支部、福岡南支部における合同開催、筑後支部では単独開催をお願いし、新たに県会と北九州支部、筑豊支部でそれぞれ共催することで、県下4箇所での開催を予定している。

### 三 刊行物作成配布

今年度も昨年度のコラボ企画で作成したブックカバー・しおり・うちわを県会、支部開催の面談相談会や市民参加型セミナーにて配布する。

### 四 会報発行

今年度も年4回の会報発行する。うち1回を事業広報の目的で、会員以外に法務局、裁判所等、関係団体への配布を予定している。

また、会報のバックナンバーをいつでも簡単に閲覧可能にするため、発行済会報を電子化して会員用ホームページにて検索可能にする。

## 五 ウェブサイト

インターネットによる情報発信をより充実させるため、ホームページのデザインをリニューアルし、従来のバナー、ブログに加え、フェイスブックを有効活用して、市民に向けて当会活動をタイムリーに発信していく。

所管委員会

【情報公開委員会】

## 研修部

### 1. 単位制研修

昨年同様、年3回開催する。テーマは事業計画に基づいたもの並びに時機を見て必要と思われる内容を予定する。年3回のうち1回は、相続遺言関係のテーマを取りあげる。また、近年増えつつある未成年後見に関するテーマについても取りあげる予定にしている。

### 2. 年次制研修

例年とおり開催する。各支部で開催しており、支部には運営にご尽力いただいているところである。既に本制度が運用されて2巡目に入っており、会員それぞれの役割分担をいただきなど、引き続き参加意識醸成のための企画並びに運営を行う。会員各位におかれでは、より一層の積極的関与をお願いしたい。

### 3. 九州大学司法研修

本年度も昨年同様、年2回のそれぞれ2日日程で研修を行う予定である。うち1回は、直接業務に絡んだ法律実務スキルアップを念頭に、もう1回は法律知識及び法的思考涵養を念頭に、それぞれテーマ選定を行う。

### 4. 重要テーマに基づいた別途企画研修

本年度の重要テーマに基づいた研修を、5回シリーズで企画開催する。具体的なテーマや講師の選定については研修部で検討する。

### 5. その他

日司連では、単位制研修、年次制研修を柱とした研修制度が確立されている。当会においては、更に独自の研修規則を制定している。市民が各会員によりアクセスしやすいように、それに伴った司法書士界の研修実施状況や研修単位履修に関する情報を、対外的（一般市民向け）に公開すべきかどうか、公開するとすればどの程度の情報を提供すべきか、またその時期などについて検討していく予定である。

また、現在当会の会議は一部インターネットを利用した会議が開催されている。そのシステムを研修事業においても利用し、例えば生講義の研修を他の会場にいながら同時に受講できるようにストリーミング配信し、遠方に出席かずとも研修が受講できるような体制を構築するための試行を重ねていく。

### 【司法書士事務職員委員会】

例年どおり、年1回開催している事務職員向け研修の企画開催を行う。その研修内容については、事務職員研修終了後のアンケート結果を踏まえたもので企画を行う。

なお、昨年度は、初の試みとして九州ブロック内の単位会にも開催案内を行い、30名程度の参加をいただいた。本年度は更に近隣の単位会（山口会など）にも声かけを行う予定である。

### 【新人研修委員会】

この2年間、当会としての既存新人研修制度の評価を行い、るべき新人研修制度の調査・研究を行ってきた。るべき新人研修制度の本格的運用の準備段階として、プレ研修を実施し、次年度へつなげていきたい。具体的には、3回の集合研修を行う。また、各支部をはじめ、その各部・委員会との協力・連携が必要となるので、関係各署への説明を行い、本格運用の準備を行う。

なお、配属研修については、例年同様行う予定である。

## 社会事業部

「孤立無業」という言葉を聞かれたことがあるだろうか。「20歳以上59歳以下の在学中を除く未婚者で、ふだんの就業状態が無業のうち、一緒にいた人が家族以外に連續2日間いなかつた人々」のこと示す新概念で、総務省の調査では2011年時点で162万人に上ることである。また、世帯構造に関する統計として、単身高齢者世帯は500万世帯以上となり、少子化、未婚化の傾向が続く中、この数は今後ますます増加するとされており、「孤立」が社会的キーワードとなっている。

このことは、相談事業にも大きな影響を与えている。社会的な情報源から隔絶して身近な相談相手・話し相手がないことから、トラブルに巻き込まれ問題解決までに時間がかかったと思われる相談ケースも多く、近頃、法律問題に対する相談というよりも、昔なら親族・知人に相談したであろうような身の上相談的印象を受ける相談が増えている印象がある。

ある調査（The Pew Global Attitudes Project: 2007 Report）では「自力で生きていく人達を国や政府は助けるべきか」との問い合わせに、日本は38%の方が「そうは思わない」と答えたそうである。欧州各国が10%未満であることだけでなくアメリカでさえ28%であったことからみても、日本がいかに孤立化を深めているか、他者に対して優しさが欠けた社会となっているかが伺える。

そのような中で相談事業は活況で、様々な団体が相談事業を行っている。それは、権利意識の向上という面もあるだろうが、身近な相談相手がないことも大きな要因のように感じる。

そこで、このような市民のニーズに答えるためには、当会が行う相談事業も専門性を高めるとともに自らの専門分野だけでなく、相談者が抱える様々な問題を受けとめるゲートキーパー的存在として機能すべきだが、そのためには今以上にコミュニケーション能力やネットワーク力が必要となってくる。これは他の活動を行う場合にも必要な視点かと思われる。

このように社会情勢は日々変化しているので、司法書士が社会にとって必要不可欠な社会資源となるべく、社会の動きを常に意識した事業運営を図っていきたい。

尚、これまで企画部所管であった、高齢者障がい者権利擁護委員会、ADRセンター運営委員会が、今年度より社会事業部所管となった。所管4つの委員会が連動し、総合相談センター事業とも連携しながら、これまで以上に市民の権利擁護実現のためのきめ細やかな活動を行って行きたい。

### 1. 相談事業

#### (1) 重点事業の推進

今年度の当会の重点事業である「相続」に関する事業について、相談事業を中心に取り組んでいく。具体的には、相談ホットラインの開設、自宅派遣型相談の実施、遺言の書き方教室等の市民講座の開催を予定している。

#### (2) 司法書士の日記念相談会

平成22年に制定された「司法書士の日」を記念して、8月3日に全県下で無料相談会を開催する。本事業については、単なる相談会開催というよりも、広報部主催の「一

「司法書士」や、日頃当会が取り組んでいる事業も含めて、司法書士制度を社会に周知するものとして行いたい。

(3) 司法書士総合相談センター事業の充実

地域に根ざした、そして専門性豊かな相談事業を推進すべく、各相談センターに企画運営をお願いしている。

尚、平成25年10月1日に、福岡県司法書士会個人情報保護規程が施行される事に伴い、個人情報取扱についても対応を徹底できるよう準備を行いたい。

(4) 成年後見相談会

成年後見人等にもっとも携わっている専門職として、関連機関への周知、連携強化を行うことに重点を置き、今年度も、(公社)成年後見センター・リーガルサポート福岡、高齢者障がい者権利擁護委員会と連携しながら、無料相談会を開催する。

(5) 常設相談会

「訴状等作成支援相談会」「賃貸借トラブルホットライン」「インターネットトラブルホットライン」の常設相談会は引き続き実施していく。広報面の工夫を凝らすとともに、状況を見ながら、運用改善も図っていきたい。

(6) 専門性を活かした相談事業の促進

登記相談、企業法務等これまで司法書士が培ってきた専門性を活かした相談事業を促進していきたい。

(7) 関連団体への相談員派遣事業

行政機関、福岡専門職団体連絡協議会等の相談会に、次年度も積極的に相談員派遣を行う。

2. ネットワーク作り

相談事業推進及び制度改善活動を行っていく上で、他の機関との連携は不可欠であるため、積極的に働きかけていきたい。

3. 会員相談業務支援事業

研修会開催及びタイムリーな情報提供を通して、会員の相談業務支援を行っていきたい。

4. その他

日々起こる様々な社会問題に対して、相談会開催も含めて臨機応変に対応していく。

**【消費者問題対策委員会】**

福岡県消費生活センターが発表した最新の「福岡県消費生活センターにおける消費生活相談の概要」によると、多重債務に関する相談は、大幅に減っている旨が報告されているが、その一方でそれ以外の消費者被害は、増加の傾向にある。平成24年度に重点的に取り組んだインターネットに関する被害件数は、年々増加し、インターネットを利用した架空請求や出会い系サイトに関する被害も増加しているものである。

このように多重債務問題以外の消費者被害について、今後も、取り組みを続けていく必要があるものと考えられる。

以上を踏まえ、本年度は、昨年度に引き続き以下の事業を遂行する予定である。

#### 1. 消費生活相談員との合同勉強会など

昨年度に引き続き、本年度も消費生活相談員との合同勉強会を開催する。

その趣旨は昨年度と同様であるが、本年度は各地域に目を向け、場合によっては各支部と連携を取りながら、本企画の遂行を行う予定である。

また、日司連が賛助団体として加盟している全国消費生活相談員協会との交流会などにも積極的に参加し、交流を図る必要があるものと考える。

#### 2. 消費者問題に関する相談会

昨年度は、インターネットに関する消費者被害の救済に向けて、重点的に取り組んだが、今後も多重債務被害以外の消費者被害にスポットを当て、必要があれば相談会を開催するなどしていく必要があるものと考える。

#### 3. 福岡地裁(各支部も含めた)との協議

裁判所における倒産事件の運用のあり方について、前年度に引き続き、協議を行う予定である。

地裁の支部における協議は、各支部と協力しながら進めていきたい。

#### 4. 多重債務に関する緊急相談

消費者金融の破たんや金融円滑化法の適用の終了による多重債務者の増加がある場合などについては、多重債務問題に関する緊急の相談会を実施する。

#### 5. 多重債務研修会の実施

これまでと同様、年に2度の多重債務研修会を実施する。近年、破産手続や個人民事再生手続に関する基礎的な研修を受講する機会が減っていることもあり、このような基礎的な研修の開催も考慮に入れ、企画していく。

### 【高齢者障がい者権利擁護委員会】

1. 本年度も引き続き、県下全域に配置した窓口委員による自治体の地域包括支援センター、障がい者生活支援センター等（以下「支援センター」という。）との情報交換、支援センターからの相談に対する対応、また成年後見制度や高齢者・障がい者のための法律問題に関する支援センター関連の学習会・講演会への講師派遣等を実施していく。

2. 前年度に引き続き、地域包括支援センター等、自治体の高齢者・障がい者権利擁護の担当部署との連携をより強めるため、窓口委員全体の情報共有によるスキルアップのた

め、高齢者・障がい者権利擁護に関する事例を集約し、その成果である「成年後見Q&AパートⅡ」を上記関係部署や窓口委員に提供する。

3. 直方市との権利擁護事業に関する委託契約を足掛かりとして高齢者・障がい者の権利擁護に関わる関係機関及び各種団体等とのネットワーク作りを促進する。
4. 包括事業に対する取り組みに温度差がある自治体、又は活発であるが他の職域と結びつきが強い自治体等の理由で、委員の活動が活発な処と低調な処とに分かれてきている様に思われる。そこで、昨年度に窓口委員を改選したので「成年後見Q&AパートⅡ」の提供等を突破口として連携を強めていきたい。
5. 窓口委員の協力者として対応チーム員を配置したので活動の場を広げていきたい。
6. 成年後見相談会開催を積極的に支援する。
7. 障がい者虐待防止法の研修会をリーガルサポート福岡支部と共に実施する。

#### 【ADRセンター運営委員会】

当委員会は裁判外紛争手続（ADR）機関として法務大臣の認証を得、一般市民のニーズに沿った紛争解決の一手段となるべく活動を継続している。

ADRのより一層の周知のためにもADRセンターの運営実績をあげることを目標と定め、対話促進型調停の実施、また専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速なる対応と紛争当事者の満足感を得られる解決を図るために、本年度基本方針を以下のとおりとする。

1. 利用促進の検討
  - (1) 柔軟な運用の検討を行う。
2. 広報の充実
  - (1) ADRリーフレット・手続実施者名簿（公開用）改訂の検討を行う。
  - (2) 各種団体・自治体への出前説明会の検討を行う。
  - (3) 昨年度制作の広報用DVDを活用する。
3. ADR研修会の開催
  - (1) 単位制研修による名簿登載・更新を行う。  
入門編・基礎研修・実技研修
  - (2) 事例検討会並びに意見交換を開催する。  
名簿登載者に対するフォローアップ
  - (3) 多数当事者を想定したトレーニングを行う。  
遺産分割紛争を想定したスキルアップ

## 【貧困問題対策委員会（旧 経済的困窮者の権利擁護委員会）】

### 1. 自殺未遂者・念慮者への支援事業

昨年度の新たな自殺総合対策大綱を受けて、自殺未遂者対策事業が各所で推進されていくと思われる所以、当会でも「ベッドサイド法律相談」事業をさらに推進していきたい。

また、今後は、自死遺族、子どもの自死問題等にも取り組んでいきたいと考え、自死医療機関、福祉関係者、自死遺族会等から講師をお招きして定例学習会を開催し、相談員の能力向上や新たなネットワークの構築も図りたい。

### 2. 生活保護受給者等への支援活動

2013年度実施される生活保護基準引き下げ・実施要領改定にともない、今以上に生きづらい方がたくさん生まれると思われるので、生活保護制度が最後のセーフティネットとして適正に運用されていくよう活動していきたい。また、就学援助、セーフティネット貸付等の周辺制度についても運用改善を働きかけていきたい。

昨年度行った年末相談会は今年度も実施予定で、生活保護申請同行支援事業についてもこれまでどおり取り組んでいく。

### 3. 更生保護施設入所者への支援

昨年度北九州市において開始した本相談会を、他地域の施設でも開催できるよう働きかけていきたい。

また、地域生活定着支援センター等とも連携して、新たな支援活動も模索したい。

### 4. 民事法律扶助事業の推進

当会の民事法律扶助利用は全国的に見ても高い水準となっているが、さらに推進するために、現在経済的な理由故にあまり活用されていない事案（訴額50万円以下の事件、労働・家事事件等への調停・訴訟手続書類作成援助）について、利用拡大の方策を検討していきたい。

## 総合研究所

総合研究所は、司法書士業務に関する諸制度等の調査研究を通じて、機動的な会の意思決定に供すること、司法書士能力の向上に寄与することを目的としている。

予定されている研究領域は、以下の通り充実した内容である。

なお、各研究に伴う講師派遣についても、積極的に対応したい。

### 【各研究会の諮問内容】

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1. 不動産登記研究会 | 民法改正に関する不動産登記領域  |
| 2. 債権法研究会   | 民法改正分野の全体の研究     |
| 3. 司法書士法研究会 | 日司連改正大綱等の分析及び提言等 |
| 4. 家事問題研究会  | 遺産分割の事案研究        |